

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

# 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する

政令の公布について

計10枚（本送信票除く）

vol. 126

平成18年8月30日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に  
速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。〕

事 務 連 絡  
平成18年8月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、特別徴収の開始時期の複数回化に係る手続き等に関して規定する介護保険法施行令の一部を改正する政令が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

つきましては、管内の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2164、2260

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (政 令)

- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(二八二)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八三)
- 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八四)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令(二八五)
- 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八六)

### (省 令)

- 証人等の被害についての給付に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務六九)

### (告 示)

- 作物統計調査の農林水産大臣が定める件の一部を改正する件(農林水産二二六)

### (公 告)

#### 諸事項

- 自動車等の装置の型式を指定した件(国土交通一〇〇八〜一〇三一)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件(同一〇三二〜一〇三九)
- 指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件(同一〇四〇〜一〇四二)
- 原動機付自転車の型式を変更する旨届出があった件(同一〇四三)
- 自動車の型式についての指定を取り消した件(同一〇四四)
- 自動車の装置の型式についての指定を取り消した件(同一〇四五)
- 検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件(同一〇四六)

#### 裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等

- 独立行政法人教員研修センター平成十七事業年度財務諸表、独立行政法人水資源機構役員の任命、独立行政法人都市再生機構、日本郵政公社平成十七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分、全国社会保険労務士会連合会平成十七年度決算関係

#### 会社その他 会社決算公告

## 本号で公布された 法令のあらまし

- ◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令(政令第二八二号)(厚生労働省)
- 1 社会保険庁の次長の職を廃止することとした。(第一五七条関係)
- 2 社会保険庁の総務部長の次長職兼任規定を削除することとした。(附則第四条関係)
- 3 この政令は、平成一八年九月一日から施行することとした。

- ◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二八二号)(総務省)
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成一八年法律第四四号)の施行期日を平成一八年一月一日とした。

- ◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八三号)(総務省)
- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。第七條第一項第六号の行政機関等及び裁判所に対する申請届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体として、私立学校法第三条に規定する学校法人及び同法第六條第四項の規定により設立された法人を規定することとした。(第九條関係)
- 2 法第一七條第五項第一号の法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体及び同項の当該団体に所属する者として、次のとおり定めることとした。(第一一條関係)

他人の依頼を受けて 手続を行う者が所属 する団体	当該団体に所属する 者
全国社会保険労務士 会連合会	社会保険労務士 社会保険労務士法人

日本行政書士会連合会	行政書士
日本司法書士会連合会	行政書士法人
日本税理士会連合会	司法書士
日本土地家屋調査士会連合会	司法書士法人
日本弁理士会	税理士
	税理士法人
	土地家屋調査士
	土地家屋調査士法人
	弁理士
	特許業務法人

- 3 法第一七條第五項第二号の行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関として法務省を定めるとともに、同項の当該団体又は機関に所属する者として公証人を定めるとした。(第一二條関係)
- 4 団体署名検証者が行う法第一九條の二第一項の規定による回答は、総務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うこととした。(第一五條関係)
- 5 この政令は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行の日(平成一八年一月一日)から施行することとした。

- ◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二八四号)(法務省)
- 1 傷病等級ごとの障害、傷害等級ごとの障害、介護給付に係る障害及び遺族給付年金を受けることのできる遺族の障害の状態について、法務省令で定めることとした。(第四條の二、第五條、第五條の二及び第七條関係)
- 2 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。



介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成十八年八月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 安倍 晋二

政令第二百八十五号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二項、第八條の二第二項、第五十六條第七項、第三十三條第二項から第八項まで、第三十三條第五項第六項、第四十條第三項及び第四十一條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号中「訪問介護員養成研修事業者」を「介護員養成研修事業者」に改める。

第四十一條の見出しを「特別徴収の対象となる年金額」に改め、同条中「の政令」を「及び第二項から第六項までに規定する政令」に改める。

第四十二條中「第百三十五條第三項」を「第百三十五條第六項」に、「同条第五項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、いう。の下に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなったときは、当該裁定のあった日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収されている当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

第四十三條中「第百三十八條第二項」の下に「（法第百四十條第三項において準用する場合を含む。）」を、「第百三十八條第一項」の下に「（第百四十條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十四條の表を次のように改める。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第百四十條第一項の規定による特別徴収に係る場合）	読み替える字句（法第百四十條第二項の規定による特別徴収に係る場合）
第百三十六條第一項	規定による通知が行われた場合において、前条第一項並びに第五項に定める部分に限る。この規定により特別徴収の方法により特別徴収を徴収しようとするとき	第百四十條第一項の規定により特別徴収の徴収しようとする場合において	第百四十條第二項の規定により特別徴収の徴収しようとする場合において
支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額

第百三十六條第三項	第一項	年の八月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	年の七月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十六條第六項	第一項	年の七月三十一日まで	第百四十條第三項において準用する第一項	第百四十條第三項において準用する第一項
第百三十七條第一項	前条第一項	前条第一項	第百四十條第三項において準用する前条第一項	第百四十條第三項において準用する前条第一項
第百三十七條第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第三項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第四項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第五項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第六項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第七項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第三項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額に相当する額	支払回数割保険料額に相当する額

第六章第四十五条の二を第四十五条の七とし、第四十五条の次に次の五条を加える。  
 (四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の取扱い)  
 第四十五条の二 法第三十八條から第三十八條まで及び第四十條の規定は、法第三十四條第二項の規定による通知が行われた場合において、法第三十五條第二項並びに第五項及び第六項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百三十六條第二項	前項	同条第二項	同条第二項
第百三十四條第一項	前条第二項	同条第二項	同条第二項
第百三十四條第二項	前条第二項	同条第二項	同条第二項
第百三十六條第三項	第一項	から、前条第三項並びに第四十條第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の十月一日	を、当該年の十二月一日
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百三十六條第六項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百三十七條第一項	前条第一項	令第四十五條の二第一項において準用する前条第一項	令第四十五條の二第一項において準用する前条第一項
第百三十七條第二項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項

2

第百三十八條第一項	第百三十六條第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第百三十六條第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第百三十六條第一項
第百三十八條第二項	前項	これらの規定に関し必要な技術的読替へは、政令で定める	第百三十六條第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五條の二第一項」として準用する第百三十八條第一項」と、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに「とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替へるものとする
第百三十八條第三項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百三十八條第四項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項
第百四十條第一項	十月一日	令第四十五條の二第一項において準用する第百三十六條第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第百三十六條第一項
第百四十條第二項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項
第百四十條第三項	前二項	令第四十五條の二第一項において準用する前二項	令第四十五條の二第一項において準用する前二項
第百四十條第四項	第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百四十條第五項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項
第百四十條第六項	第二項	令第四十五條の二第一項において準用する第二項	令第四十五條の二第一項において準用する第二項

2 前項において準用する法第四十條第三項の規定による技術的読替へは、次の表のとおりとする。

第百三十六條第一項	法の規定中読み替へる規定	読み替へられる字句	読み替へる字句(前項において準用する法第百四十條第一項の規定による特別徴収に係る場合)
第百三十四條第一項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項
第百三十四條第二項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第二項	令第四十五條の二第一項において準用する第二項
第百三十四條第三項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第三項	令第四十五條の二第一項において準用する第三項
第百三十四條第四項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第四項	令第四十五條の二第一項において準用する第四項
第百三十四條第五項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第五項	令第四十五條の二第一項において準用する第五項
第百三十四條第六項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第六項	令第四十五條の二第一項において準用する第六項
第百三十四條第七項	規定による通知が行われた場合において第五項及び第六項(同条第五項)に係る部分に限る。	令第四十五條の二第一項において準用する第七項	令第四十五條の二第一項において準用する第七項

第百三十七條第三項	第一項	年の八月三十一日まで	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第二項	前項		令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第一項	前項	年の七月三十一日まで	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十六條第六項	第一項	年の七月三十一日まで	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	年の七月三十一日まで	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十七條第七項	第一項	支払回数割保険料額	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額

第百三十八條第一項	第百三十六條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第二項	前項		令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第三項	第一項	特別徴収対象保険料額	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項		令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十六條第二項	前項	同条第一項	同条第二項	同条第二項	同条第二項
第百三十六條第三項	第一項	前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	令第四十五條の二第一項において準用する前項	支払回数割保険料額に相当する額
第百三十六條第四項及び第百三十五項	第一項	七月三十一日	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	令第四十五條の二第一項において準用する第一項	支払回数割保険料額に相当する額

第四十五條の三 法第百三十六條から第百三十八條まで及び第百四十條の規定は、法第百三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第二項並びに第五項及び第六項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするとき、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。





第百三十七條第二項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第三項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第二項	前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第三項	第一項	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	特別徴収対象保険料額	令第四十五條の三第一項において準用する前項	令第四十五條の三第一項において準用する前項

第四十五條の四、法第百三十六條から第百三十九條まで（法第百三十六條第二項を除く。）の規定は、法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五條第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第百三十六條第一項	第百三十四條第一項	前条第一項	前条第三項	第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収する方法によつて徴収する場合を除く。）又は法第百三十四條第四項
第百三十六條第二項	前項	前条第一項	前条第三項	同条第三項
第百三十六條第三項	前項	前条第一項	前条第三項	同条第三項
第百三十六條第四項及び第五項	第一項	七月三十一日	翌年の二月二十日	令第四十五條の四において準用する第一項
第百三十六條第六項	第一項	七月三十一日	翌年の二月二十日	令第四十五條の四において準用する第一項
第百三十七條第一項	前条第一項	七月三十一日	翌年の二月二十日	令第四十五條の四において準用する前条第一項
第百三十七條第二項	前項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第五項及び第六項	前項	十月一日から翌年三月三十一日まで	四月一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額の見込額
第百三十七條第七項	第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額



第百二十六条第六項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百二十七条第一項	前条第一項 七月三十一日	令第四十五条の六において準用する前条第一項 六月二十五日
第百二十七条第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百二十七条第三項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十七條第五項及び第六項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七條第七項	第一項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十八條第一項	支払回数割保険料額	令第四十五条の六において準用する第百三十六條第一項
第百三十八條第二項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百三十八條第三項	特別徴収対象保険料額	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十八條第四項及び第百三十九條第三項	前項	令第四十五条の六において準用する前項

附 則

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、介護保険法施行令第三条第一項第一号及び第二十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成十八年度における特例)  
 第二条 平成十八年度における介護保険法施行令第四十五条の四の規定の適用については、同条中法第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(法第百三十五條第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。)、又は法第百三十四條第四項とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号) 附則第十四條の規定により読み替えられた法第百三十四條第四項」と、(第百三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(前条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。))又は第百三十四條第四項とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号) 附則第十四條の規定により読み替えられた第百三十四條第四項」とする。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。  
 御名 御璽  
 平成十八年八月三十日  
 内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 安倍 晋三

政令第百八十六号  
 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
 内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。  
 (健康保険法施行令の一部改正)  
 第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 合併及び分割並びに解散(第二十六條―第三十一條)」を「第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可(第二十五條の二)」に、「第三十四條」を「第三十三條の二」に改め、並びに解散(第二十六條―第三十一條)に、「第三十四條」を「第三十三條の二」に改める。  
 第一章第六節を同章第七節とする。  
 第二十九條中「継続する健康保険組合であつて、次の各号のいずれかに該当する」を「継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用(法第五十三條に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用を除く。)の額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の合算額を除して得た率が百分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が同項の指定するべき年度の直前の三箇年度において行った保険給付に要した費用の額の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額を下回つた」に改め、各号を削る。  
 第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可  
 第二十五條の二 法附則第三条の二第一項に規定する地域型健康保険組合は、同条第二項の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。